



三井住友海上火災保険(中国)有限公司

上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 34 階
〒200120 TEL:(86-21)6877-7800 FAX:(86-21)6877-6066

お客さま各位

身分識別のための書類提示に関するお客さまへのお願い

中国人民銀行が公布した「金融機構大口取引と疑わしい取引報告管理弁法」及び人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会が聯名で公布した「金融機構による顧客身分識別と顧客身分資料及び取引データ記録保存管理弁法」の施行により、2007年8月1日から、損害保険・傷害保険等のご契約・解約、保険金のお支払にあたっては、一定な条件※に満たされた場合、お客さまの身分、複数の保険当事者間の関係等の確認をさせていただくこととなりました。お手続きの際に「お客さま身分情報登録表」にご記入の上、身分証、工商登記証等の公的機関の発行した証明書類と一緒にご提示いただきます（その際に証書番号などを控えさせていただきます）ので、ご協力をお願いいたします。

ご提示していただく書類等

- 1、記入済「お客さま身分情報登録表」
- 2、お客さまの身分証明書類

①個人のお客さまの場合

- A. 以下の書類のいずれかひとつ
- 身分証
 - パスポート
 - 外国人就業証
- B. お手続きいただく代理の方について
- 代理委託協議
 - 代理人の身分証明（上記 A に列挙された書類のいずれかひとつ）

②機構（法人等）のお客さまの場合

- A 機構（法人等）について
（下記の①および②の両方）
- ①工商登録証（副本）、組織機構コード証（副本）、
税務登記証（副本）
 - ②法定代表人の身分証明（左記 A に列挙された書類のいずれかひとつ）
- B. お手続きいただく方について
代理人の身分証明（左記 A に列挙された書類のいずれかひとつ）

- 3、保険当事者（契約者、被保険者、受益者）間の関係証明書類

①個人のお客さまの場合

結婚証、出生証明、戸籍登録証

②機構（法人等）のお客さまの場合

取引契約（業務委託契約）、司法機構による認定書

◆お客さまが外国法人である場合の対応につきましても、原則、同様の対応方針を基本とさせていただきます。詳細は担当よりご説明申し上げますが、何卒ご了承・ご協力をお願い致します。

※一定な条件というのは、下記3種類の場合に分かれています：

	人民元	米ドルに相当	支払形式	関連規定出所
保険料	1万	1,000	現金、現金小切手	「金融機構顧客身分識別と顧客身分資料及び取引記録保存管理方法」第十二条
	20万	2万	銀行振込	同上
	10万	1万	手形	日本「犯罪収益移転防止法」
解約の返戻保険料	1万	1,000	現金、銀行振込、手形、小切手	「金融機構顧客身分識別と顧客身分資料及び取引記録保存管理方法」第十三条
保険金	1万	1,000	現金、銀行振込、手形、小切手	「金融機構顧客身分識別と顧客身分資料及び取引記録保存管理方法」第十四条

<本件に関するお問い合わせ先>
三井住友海上火災保険(中国)有限公司
TEL (86-21) 6877-7800